【参考】入湯税及び引上げ分の地方消費税交付金充当事業一覧

■入湯税

入湯税は地方税法第701条の規定により以下のような費用に充てるものとされています。

- 環境衛生施設の整備
- 鉱泉源の保護管理施設の整備
- 消防施設等の整備
- 観光施設の整備
- 観光振興

〈令和７年度　入湯税の使途状況〉

区　分	事　業　名	事　業　費	当　該　事　業　の　財　源　内　訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源等	
						入湯税	その他
観光施設の整備	観光情報センター管理費	24,244	-	-	419	11,627	12,198
観光振興	鳴門市うずしお観光協会補助金	18,000	-	-	-	9,000	9,000
合　計		42,244	-	-	419	20,627	21,198

※「令和３年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和３年１月２０日総務省事務連絡）により、入湯税の趣旨を踏まえ、「入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること」とあることから、使途を明示するものです。

■引上げ分の地方消費税交付金

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる「社会保障４経費」、「その他社会保障施策に要する経費」については、次のとおりです。

（歳入）　地方消費税交付金（社会保障財源化分）　799,511 千円

（歳出）　社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　10,086,420 千円

〈令和７年度　引上げ分の地方消費税交付金の使途状況〉

（単位：千円）

事　業　名		経　費	財　源　内　訳				
			特　定　財　源			一般財源	うち引上げ分の地方消費税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	障がい者福祉事業	1,947,667	1,459,683	-	-	487,984	799,511
	高齢者福祉事業	73,465	-	-	11,879	61,586	
	児童福祉事業（母子父子福祉事業含む）	3,602,958	2,628,247	-	7,509	967,202	
	生活保護扶助事業	1,258,994	980,399	-	-	278,595	
	小　計	6,883,084	5,068,329	-	19,388	1,795,367	
社会保険	国民健康保険事業	577,992	272,679	-	-	305,313	
	後期高齢者医療事業	1,293,288	199,427	-	-	1,093,861	
	介護保険事業	1,033,253	58,551	-	-	974,702	
	小　計	2,904,533	530,657	-	-	2,373,876	
保健衛生	救急医療対策事業	50,496	34,440	-	-	16,056	
	予防接種事業	121,188	128	-	-	121,060	
	母子保健事業	88,900	34,936	-	-	53,964	
	健康増進事業	38,219	1,444	-	5,719	31,056	
	小　計	298,803	70,948	-	5,719	222,136	
合　計		10,086,420	5,669,934	-	25,107	4,391,379	799,511

※「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成２６年１月２４日総務省通知）により、消費税率の引上げにより増加した地方消費税交付金の充当について、使途を明示したものです。